

猛暑も幾分和らぎ、過ごしやすい季節になってきました。皆様お元気でお過ごしですか？

労務協会からのお知らせ

厚生年金保険料が 10 月支給分給与から変更されています

労務協会から 9 月中旬に 10 月からの従業員ごとの社会保険料表をお送りしますので、ご確認ください。雇用保険料は「総支給額」に 6 / 1000（建設業は 7 / 1000）をかけた額を控除してください。なお、9 月～来年 2 月支給の賞与については、以下の料率で控除してください。

政府管掌健康保険（介護なし）	41 / 1000
政府管掌健康保険（介護あり）	47.15 / 1000
厚生年金	74.98 / 1000
雇用保険（一般）	6 / 1000
雇用保険（建設業）	7 / 1000

平成 19 年 10 月から雇用保険が改正されます

(1) 短時間労働被保険者（いわゆるパート区分）と短時間労働被保険者以外の被保険者（主に一般被保険者）の資格区分・受給資格要件の一本化

現行では、1 週間の所定労働時間が 20 時間以上 30 時間未満の方はパート区分、30 時間以上の方は一般と区分され、失業給付の受給資格要件（失業給付を受ける権利が発生する必要条件）も区別されていましたが、平成 19 年 10 月から以下のように一本化されます。

退職理由	現行			平成 19 年 10 月から	
	被保険者区分	受給資格要件 (離職日以前に必要な被保険者期間)	支払基礎日数	受給資格要件 (離職日以前に必要な被保険者期間)	支払基礎日数
自己都合による退職	一般	1 年間に 6 ヶ月	14 日以上	2 年間に 12 ヶ月	11 日以上
	短時間	2 年間に 12 ヶ月	11 日以上		
解雇・倒産など	一般	1 年間に 6 ヶ月	14 日以上	1 年間に 6 ヶ月	
	短時間	2 年間に 12 ヶ月	11 日以上		

これにより、次のような影響が予想されるため、注意が必要です。

①一般の方は、今まで 6 ヶ月勤務すれば失業給付の受給資格要件をクリア出来ましたが、これからは今の 2 倍の 12 ヶ月勤務することが求められます。

②離職理由が「解雇・倒産など」の場合、受給資格要件が緩和されているため、退職理由の会社・離職者の食い違いが発生しやすくなり、「もめ事」が増える可能性があります（もちろん、「自己都合退職」を不正に「解雇」として離職票の手続をすることは、失業給付の「不正受給」にあたり許されません）。会員の皆様には、労務協会に退職の連絡をする際に、離職理由は正確にお伝えいただきますようお願いいたします。

(2) 育児休業給付の職場復帰給付金の給付率が、現行の 10% から 20% に引き上げられます。

これにより、2 ヶ月に 1 度手続をして受ける「基本給付金」とあわせると、休業前賃金の 40% → 50% に、給付率が引き上げられます。

(3) 教育訓練給付金の見直し

受講開始日	平成 19 年 9 月 30 日まで		平成 19 年 10 月 1 日から	
	支給割合	上限額	支給割合	上限額
1 年以上 3 年未満	なし	なし	20%	10 万円
3 年以上 5 年未満	20%	10 万円		
5 年以上	40%	20 万円		

(4) 特例一時金の減額

特例一時金とは、季節・出稼ぎ労働者等の短期雇用特例被保険者の受給する失業給付です。

平成 19 年 10 月 1 日以降に離職した者より、現行の 50 日分の一時金が 40 日分（当分の間）に減額されます。